

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療、介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められ、その確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、政府（国）におかれては、令和4年度地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現するよう強く要望します。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せが行かないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものであり、現行の特例措置は今回限りとする事。
3. 土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とするとした令和3年度税制改正における負担調整措置については、同年度限りとする事。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長については、地方財政に影響を及ぼさないようにすること。
5. 炭素に係る税を創設し、又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2021年（令和3年）9月28日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

経済再生担当大臣

衆議院議長

参議院議長